

令和4年度 生徒指導の重点について

～ 不登校、いじめ、問題行動等の解消を目指し、

一人一人の子どもに寄り添った学校づくりを進める～

男鹿市教育委員会 学校教育課

重点事項

1 自己有用感、自尊感情を醸成する指導の充実により、未然防止に努める。

- ・授業及び諸活動において、分かる喜びや学ぶ楽しさを実感できるように学習指導の充実を図るとともに、一人一人が活躍する場や他者から認められる場を意図的に設定する。
- ・異学年交流や職場体験、地域の方々との交流など、意図的・計画的に児童生徒の交流の範囲を広げることで、規範意識や他者を思いやる心と態度の育成を図るとともに、将来に対する夢やあこがれをもつことができるよう、指導・援助に努める。

2 校内での指導体制の確立による組織的対応により、早期発見、即時対応に努める。

- ・「どの児童生徒にも、どの学校にも、起こりうる」という意識で、積極的な認知や報告、実態把握など、スピード感をもった対応に務める。(初期対応を大切に)
- ・日頃からの児童生徒との人間的な触れ合いや、共に歩む姿勢などを通して児童生徒理解を深めるとともに、信頼関係の構築に努める。
- ・日常的な観察やアンケート、計画的・継続的な教育相談を通して、児童生徒個々の悩みや実態の把握に努め、迅速に指導や支援を行う。(必要に応じ、スクールカウンセラーなどの関係機関も積極的に活用する。)
- ・「児童・生徒を語る会」や「生徒指導委員会」等を通して、日常的に児童生徒の様子について情報を共有し、チームで対策を検討し、チームで対応する。(機を逃さず、適切に)

3 家庭、関係機関等との連携を推進することにより、的確で迅速な対応を図る。

- ・日常的に家庭との信頼関係づくりを心がけ、連携しながら対応する。
- ・背景に児童虐待や発達障害等もあり得ることを考慮し、関係機関と連携・協力して適切な指導・援助に努める。
- ・SOSの出し方教育について、スクールカウンセラーや市臨床心理士などを活用して計画的に推進する。

※関係機関と活用の仕方については、別紙「生徒指導 関係機関等一覧」を参照。

不登校への対応について

- (1) 普段からの丁寧な観察や計画的な教育相談等により前兆を確実に捉え、適切な配慮や柔軟な対応を心がける。
- (2) 児童生徒の社会的な自立を目指し、不登校の時期が休養や自らを見つめ直す機会となるとともに、学習機会の保障や進路選択にも可能な限り対応する。
- (3) 必要に応じてスクールカウンセラーなども活用し、不登校の要因や背景、継続理由の的確な把握に務め、適切な支援・援助の計画と実施につなげる。
- (4) 定期的に家庭訪問を実施するなど、児童生徒理解と保護者との信頼関係づくりに努める。また、保護者が気軽に相談できる体制を整える。

いじめなどの問題行動への対応について

- (1) いじめの定義を限定して解釈することがないように留意し、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめを積極的に認知する。
- (2) 各校の「いじめ防止基本方針」を年度始めに見直し、共通理解を図るとともに、いじめの事例や具体的な指導上の留意点等について研修を行う。
- (3) 学級活動や道徳科等においていじめに関わる問題を扱ったり、児童生徒会が主体的に行ういじめ防止の取組を推進したりするなどして、児童生徒がいじめの問題を自分事として考え、議論する場を意図的・積極的に設定する。
- (4) スマートフォンやインターネット等の望ましい利用方法や情報モラルの定着に向けた指導により、ネットトラブルやいじめの防止に努める。
 - ・具体的な例を示したり、自身の活用状況と照らし合わせて考えさせたりするなど、児童生徒が身近な問題として主体的に利用方法について考えることができるように指導する。
 - ・児童生徒や保護者を対象に、計画的に情報モラル教室を開催し、インターネットを使う際の考え方・態度や危険性、情報セキュリティについて指導する。
 - ・学年通信や生徒指導だより、保護者会等を通して情報提供や呼びかけを行うことで、児童生徒のインターネット利用について、家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用などの保護者の意識を高める。

男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を根拠として、「男鹿市いじめ問題対策連絡協議会」、「男鹿市いじめ対策委員会」、「男鹿市いじめ調査委員会」を設置している。

男鹿市いじめ問題対策連絡協議会

- ・情報交換や未然に防ぐための方策について話し合いをする。(年2回)市校長会、教頭会代表が協議会委員となる。

男鹿市いじめ対策委員会

- ・学校から重大事態発生の報告を受け、いじめが児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合に、事案に係る調査や再発防止等のための対策について審議する。

男鹿市いじめ調査委員会

- ・重大事態への対処等のために再調査が必要であると市長が認める場合に調査を行うための組織。